平成２５年（フ）第８３号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋207番地の162、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水1585番地の２
債務者　伊藤　公明
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県養父市八鹿町宿南1263番地８
債務者　植田　裕也
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
奈良県大和郡山市柏木町121番地５　エーデル南202号
債務者　宮島　知美
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１８号
奈良市神殿町356番地の４
債務者　熊見　浩子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
奈良県天理市櫟本町2320　櫟本市営第29号山崎忍方、住民票上の住所奈良県天理市永原町116番地
債務者　松山さくら
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
奈良市芝辻町４丁目９－１、住民票上の住所奈良市尼辻町乙436番地の22
債務者　久保　和也
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
奈良市富雄泉ケ丘17番18号
債務者　木村　恵美（旧姓森川）
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
広島市中区光南５丁目１番61―607号
債務者　上剃　　環
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
広島市安佐南区山本９丁目２番５号
債務者　畑賀製作所こと　畑賀　正俊
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
広島県三原市沼田東町納所２番地12
債務者　原田　千賀
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８号
山口県下関市新垢田北町５番13―104号　アモール新垢田Ⅱ、住所山口県下関市新垢田西町１丁目２番６号
債務者　田中　一衛
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
愛媛県西条市丹原町丹原228番地１　ウィングラスＡ棟101号、前住所愛媛県西条市石田790番地４
債務者　徳増　昭典
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１６号
愛媛県西条市丹原町丹原228番地１　ウィングラスＡ棟101号、前住所北海道旭川市高砂台４丁目６番15号
債務者　徳増かおる
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２３号
愛媛県四国中央市川之江町87番地１　レオパレスＰｌｕｍｅ102号、前住所愛媛県四国中央市富郷町津根山98番地
債務者　石川めぐみ
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡県嘉麻市稲築才田195番地１　稲築サンライズ才田団地10号
債務者　白浜　恵美
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県宮若市芹田782番地　市営勝負尻団地250号、前住所福岡県宮若市福丸637番地
債務者　松澤美千子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６号
福岡県八女市黒木町木屋6637番地２
債務者　似吹　　保
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所八女支部